

農林水産省法令適用事前確認手続き（回答書）

令和8年1月8日

殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

令和7年12月10日付けで照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の

対象となる／対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記

1 照会対象の「一般用途（工業用）及び特定用途（普通肥料）向けで使用可能な化学品を輸入しようとする行為が、肥料の品質の確保等に関する法律第4条第4項の「普通肥料を業として輸入しようとする」行為に該当するか否かについて

前提として、普通肥料を業として輸入しようとする者は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第4条第4項に基づき、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならないこととされている。お尋ねの化学品が普通肥料に該当する場合には、照会対象の行為は法第4条第4項の「普通肥料を業として輸入しようとする」行為に該当するものと解される。

一方で、農林水産大臣の指定する肥料^{※1}を工業用に供するために輸入する場合には、法第35条において、法は適用されないこととされている^{※2}。なお、肥料製造業は一般的に工業と解されることから、照会対象の行為について、お尋ねの化学品が農林水産大臣の指定する肥料に該当する場合であって、当該化学品を肥料製造（肥料の小分け及び指定混合

肥料の生産は除く。) 用に供するために輸入する行為である場合には、法第 35 条に規定する行為に該当し、法第 4 条第 4 項に基づく農林水産大臣の登録は不要と解される。

※1 農林水産大臣の指定する肥料とは、特殊肥料等を指定する件(昭和 25 年農林省告示第 177 号)の二の工業用に定める肥料。

※2 工業用として輸入し販売する肥料には、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和 25 年農林省令第 64 号)第 33 条に基づき、その容器等に肥料の種類及び工業用に供する旨を表示しなければならない。

2 結論

以上より、お尋ねの「一般用途(工業用)及び特定用途(普通肥料)向けで使用可能な化学品を輸入」し、貴社が顧客に当該化学品を販売する行為について、お尋ねの化学品が普通肥料に該当する場合には、原則として、法第 4 条第 4 項に基づき農林水産大臣の登録を受ける必要があると解される。ただし、貴社が当該化学品を肥料製造用に供するために輸入し、顧客が肥料の生産に用いる場合に限り、法第 35 条に基づき法は適用されず、法第 4 条第 4 項に基づく農林水産大臣の登録は不要と解される。

なお、登録を受けて輸入した化学品は、肥料製造用に供することなくそのまま肥料として販売したり、指定混合肥料の原料として用いたりすることができないなど、顧客においてその用途が制限されるため、顧客における用途が明確でない場合にあっては、貴社において登録を受けておくのが望ましいと考える。